

# 岡山県立笠岡工業高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定 令和5年4月 一部改正

## いじめに関する現状と課題

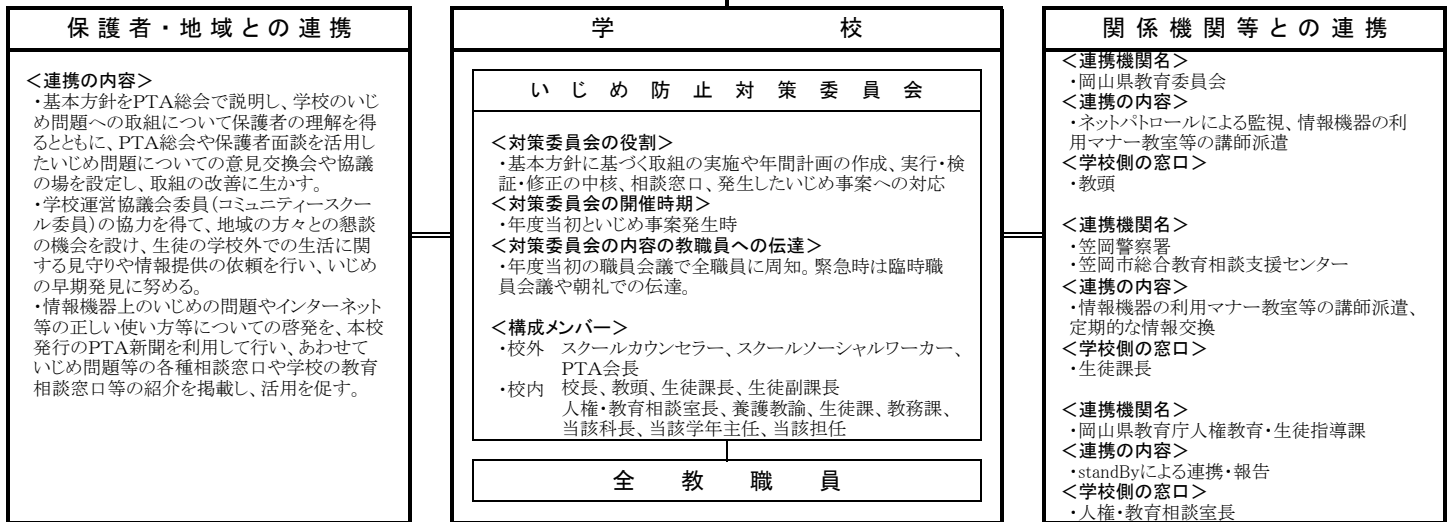
- ・本校のいじめの認知件数は年間数件で推移しており、1年生がその大半を占め、上級生になるにつれて減少している。発生は1年生前半が多く、遊び感覚の冗談がエスカレートしての暴力的な生徒間トラブルも見られる。現在生徒課を中心に年度当初新入生に対していじめ問題への指導を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対応のための教員研修の充実も必要である。
- ・SNSの利用やスマートフォン・ネットを利用したいじめは確認されていないが、こうした情報機器への認識を深め指導していく必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ防止対策委員会には、生徒課以外にも各科・課・室、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の研修や講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を生徒会を中心に進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために不定期でのアンケートを実施し、教育相談室の教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。

### <重点となる取組>

- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知度能力やその後の対応能力向上のための教員研修を実施する。
- ・いじめの定義を理解させるため、1年生入学当初に十分な指導ができる時間や、授業を毎年計画的に実施する。



## 学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のための研修会を行う。</li> </ul> <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめについて考える週間を設定し、生徒自らが考え企画する、いじめ防止の意識を高めるための取組を生徒会が主体となって進める。</li> </ul> <p>(教育相談室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間を設定し、自由に相談のできる環境づくりを進める。</li> </ul> <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための研修会や講演会を行う。</li> </ul>
②	早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒課、人権・教育相談室が連携をし、生徒の実態把握のためのアンケートを年3回(学期に1回)実施することで生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。</li> <li>・standByを適切に運用し、早期発見を図る。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談担当の教員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かい指導と声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。</li> </ul> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の生活上の変化や気になる行動に気づいた場合には、速やかに生徒課長、人権・教育相談室長等に連絡し、教職員間でいつでも情報共有できる体制をつくる。</li> </ul> <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的ないじめの認知につながるよう、各担任が家庭での生徒の様子を確認できる体制をつくり、学校と保護者間のSNSを活用することで家庭におけるいじめへの対応に関する</li> </ul>
③	いじめへの対処	<p>(いじめ有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、申し出や相談があったときには、速やかにその事実の確認を行う。</li> </ul> <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ防止対策委員会を開催する。</li> </ul> <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及び保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul>